

振動規制法による地域の指定

平成24年 4月 1日

昭島市長 北 川 穰 一

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域は、次のとおりとする。

昭島市の全域。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業専用地域、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域ならびに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)第2条第1項の規定による施設及び区域に存する区域並びにこれらに接する地先及び水面を除く。

なお、関係図面は、環境部環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。